土木工事標準積算基準書（電気・機械編）　新旧対照表

※１　主な改定部分を掲載しています。
※２　本表は、県のホームページに掲載しています。
（ https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p12743.html ）

令和８年７月１日

神奈川県 県土整備局

土木工事標準積算基準書（電気通信編）

第Ⅶ編　積算

第２章　工事費の積算

土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）　新旧表

旧　令和７年度版

第２章　工事費の積算

①　機器・材料等の区分

電気通信設備工事に用いる器資材の区分は次によるものとし、その具体的区分は別表第１によるものとする。

「機器」とは、「当該機器の製作工場等で機能、性能の確認（品質証明等を含む）がなされて調達されるもので、施工現場においては加工等を必要としないもの」をいう。

「材料」とは、「素材品質等の確認（認証等を含む）が製作工場等でなされて調達されるもので、施工現場において造成、加工を必要とするもの」をいう。

「鋼構造製作物」とは、「施工現場条件に応じ個別に工場製作がなされ、製作工場で仮組立等により品質検査・構成等の確認がなされる鋼構造製作物で、現場において組立・架設等を必要とするもの」をいう。

別表　第１

機器・材料等の区分

設備等名称	機　器	材　料	鋼構造製作物	備考
多重無線通信装置	① 多重無線装置 ② 空中線及びレドーム ③ 伝送装置、端局装置及び同ユニット ④ 遠方監視制御装置、回線監視装置 ⑤ 上記①～④に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 導波管 ④ 避雷針、避雷器、接地材 ⑤ ケーブルラック	① 通信鉄塔 ② 反射板構造物 ③ 空中線取付架台 ④ ケーブルラック等鉄塔付帯設備（鉄塔と一体のもの） ⑤ 反射板面	
テレメータ設備	① 監視局の無線装置、空中線、分配器、同軸避雷器、操作卓、プリンター、表示盤 ② 観測局、中継局等の無線装置、空中線、同軸避雷器、雨量計又は水位計、直流電源装置、太陽電池電源装置 ③ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 避雷針、避雷器、接地材 ④ バンザーマスト ⑤ 空中線取付金具		

新　令和８年度版　朱書き修正

第２章　工事費の積算

①　機器・材料等の区分

電気通信設備工事に用いる器資材の区分は次によるものとし、その具体的区分は別表第１によるものとする。

「機器」とは、「当該機器の製作工場等で機能、性能の確認（品質証明等を含む）がなされて調達されるもので、施工現場においては加工等を必要としないもの」をいう。

「材料」とは、「素材品質等の確認（認証等を含む）が製作工場等でなされて調達されるもので、施工現場において造成、加工を必要とするもの」をいう。

「鋼構造製作物」とは、「施工現場条件に応じ個別に工場製作がなされ、製作工場で仮組立等により品質検査・構成等の確認がなされる鋼構造製作物で、現場において組立・架設等を必要とするもの」をいう。

別表　第１

機器・材料等の区分

設備等名称	機　器	材　料	鋼構造製作物	備考
多重無線通信装置	① 多重無線装置 ② 空中線及びレドーム、同軸避雷器 ③ 伝送装置 ④ 遠方監視制御装置、回線監視装置 ⑤ デハイドレータ ⑥ 上記①～⑤に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 導波管、矩形導波管 同軸ケーブル ④ 避雷針、避雷器（SPD 含む）、接地材 ⑤ ケーブルラック ⑥ 空中線取付架台 （仮組立等による品質検査等がされるもの以外）	① 通信鉄塔 ② 反射板構造物 ③ 空中線取付架台 （仮組立等による品質検査等がされるものに限る） ④ ケーブルラック等鉄塔付帯設備（鉄塔と一体のもの） ⑤ 反射板面	
テレメータ設備	① 監視局の無線装置、空中線、分配器、同軸避雷器、操作卓（ディスプレイ卓）、プリンター、表示盤 ② 観測局装置、中継局等の無線装置、空中線、同軸避雷器、雨量計又は水位計 ③ 直流電源装置、太陽電池電源装置 ④ 固定減衰器 ⑤ 観測局舎 ⑥ 上記①～⑤に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 同軸ケーブル ④ 避雷針、避雷器（SPD 含む）、接地材 ⑤ バンザーマスト ・コンクリート柱 ⑥ 空中線取付金具	① 観測局舎下部独立構造物	

改定趣旨

機器・材料等の区分に関する見直し

土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）　新旧表

旧　令和７年度版

機器・材料等の区分

設備等名称	機　器	材　料	鋼構造製作物	備考
放流警報設備	① 制御監視局の無線装置、空中線、分配器、同軸避雷器、操作卓、タイプライタ、表示盤 ② 警報局の無線装置、空中線、同軸避雷器、サイレン及びサイレン制御盤、拡声器及び音声増幅装置、放流警報表示機及び同制御盤等 ③ 中継局はテレメータ設備に準じる ④ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 避雷針、避雷器、接地材 ④ パンザーマスト	① 表示機支柱構造物	
移動体通信設備	① 総括局、統制局の主制御装置、データ回線終端装置、表示制御装置、監視制御端末、時計装置及び監視表示盤 ② 基地局の基地局装置、空中線共用装置及び空中線、同軸避雷器 ③ 移動局の携帯型及び車載型移動局装置 ④ 上記①～③に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 避雷針、避雷器、接地材 ④ 空中線取付金具		
衛星通信地球局設備	① 固定型衛星地球局のアンテナ装置、送受信装置、個別通信端局装置、画像端局装置及び回線制御装置 ② 可搬型衛星通信地球局のアンテナ装置、送受信装置、端局装置、小型交換装置、画像端局装置、画像設備及び車輌・付帯設備 ③ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 導波管 ④ 避雷針、避雷器、接地材		
電話交換設備	① 自動電話交換装置の本体、操作卓、電話機 ② 電話交換設備に付帯するネットワーク装置、変換装置、接続装置 ③ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 避雷器、保安器 ④ 壁掛形中継端子盤		

新　令和８年度版　朱書き修正

機器・材料等の区分

設備等名称	機　器	材　料	鋼構造製作物	備考
放流警報設備	① 制御監視局の無線装置、空中線、分配器、同軸避雷器、操作卓、タイプライタ、表示盤 ② 警報局の無線装置、空中線、同軸避雷器、サイレン及びサイレン制御盤、拡声器及び音声増幅装置、放流警報表示機及び同制御盤等 ③ 中継局はテレメータ設備に準じる ④ 直流電源装置 ⑤ 固定減衰器 ⑥ 観測局舎 ⑦ 上記①～⑥に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 同軸ケーブル ④ 避雷針、避雷器（ＳＰＤ含む）、接地材 ⑤ パンザーマスト ・コンクリート柱 ⑥ 空中線取付金具	① 表示機支柱構造物 ② 観測局舎下部独立構造物	
移動体通信設備	① 基地局の基地局装置、空中線共用装置及び空中線、同軸避雷器 ② 移動局の携帯型及び車載型移動局装置 ③ 観測局舎 ④ 上記①～③に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 同軸ケーブル ④ 避雷針、避雷器（ＳＰＤ含む）、接地材 ⑤ 空中線取付金具	① 観測局舎下部独立構造物	
衛星通信地球局設備	① 固定型衛星地球局のアンテナ装置、送受信装置、個別通信端局装置、画像端局装置及び回線制御装置 ② 可搬型衛星通信地球局のアンテナ装置、送受信装置、端局装置、小型交換装置、画像端局装置、画像設備及び車輌・付帯設備 ③ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 導波管、 同軸ケーブル ④ 避雷針、避雷器、接地材		
ヘリコプタ映像伝送設備	① 基地局装置 ② リモート局装置 ③ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 導波管、同軸ケーブル		
電話交換設備	① ＩＰ電話機、 ＩＰ電話交換装置 ② 電話交換設備に付帯するネットワーク装置、変換装置、接続装置 ③ サーバ類 ④ 上記①～③に類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 避雷器（ＳＰＤ含む）、保安器 ④ 壁掛形中継端子盤		

改定趣旨

土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）　新旧表

旧　令和７年度版

機器・材料等の区分

設備等名称	機　器	材　料	鋼構造製作物	備考
受変電設備	① 受電盤、き電盤、変圧器盤、配電盤、蓄電池盤、動力盤及び電灯盤（低圧盤）等設備を構成する盤類 ② 避雷器、変圧器、遮断機、蓄電池等単体で設備を構成するもの ③ 直流電源盤及び定電圧定周波盤、監視・制御設備 ④ 上記①～③に類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管路材及び付属品 ③ ケーブルラック ④ ハンドホール ⑤ 接地材 ⑥ コンクリート柱及び装柱材 ⑦ トラフ ⑧ ダクト及び付属品	① 屋外機構（ストラクチャー）	
発　電　機	① 発電機又は原動機 ② 発電機盤、切替盤、その他受変電設備に準ずる盤類 ③ 直流電源盤、機械気・冷却・燃料移送等の補機類 ④ 監視・制御盤設備 ⑤ 上記①～④に類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ ケーブルラック ④ ハンドホール ⑤ 接地材 ⑥ コンクリート柱及び装柱材 ⑦ トラフ		
共　同　溝 電　知　設　備	換気ファン、排水ポンプ、ガス検知器、監視・制御盤・照明盤及び類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ ケーブルラック		
トンネル 非常警報	トンネル非常警報表示機及び制御機、押しボタン式通報装置、火災検知器、監視・制御盤類、消火器、電話機及び類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ ケーブルラック	① 表示機支柱構造物	
トンネル換気 制御設備	煙霧透過率計（VI 計）、一酸化炭素検出計（CO 計）、風向・風速計のセンサー類、監視・制御盤及び類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ ケーブルラック		

新　令和８年度版　朱書き修正

機器・材料等の区分

設備等名称	機　器	材　料	鋼構造製作物	備考
有線通信設備	① 波長多重伝送装置 ② 光ファイバ線路監視装置 ③ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品		
トンネル 非常警報	① 非常警報受信装置 ② 非常警報主制御装置、副制御装置 ③ 非常電話、押しボタン式通報装置、火災報知器 ④ 警報表示板、機側操作盤、誘導表示板、非常電話案内板、通報装置説明板 ⑤ 消火器、消火栓設備 ⑥ 非常電話収納箱 ⑦ 上記①～⑥に類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ ケーブルラック	① 表示機支柱構造物	
トンネル換気 制御設備	① 煙霧透過率計（VI 計）、一酸化炭素検出計（CO 計） ② 風向・風速計のセンサー類、監視・制御盤及び類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ ケーブルラック	① 各種センサー支持構造物	
情報表示設備	① 情報表示制御装置 ② 道路情報表示板、機側操作盤、分電盤（雷害対策対応） ③ 河川情報表示板、機側操作盤、分電盤（雷害対策対応） ④ 放流警報表示板、機側操作盤、分電盤（雷害対策対応） ⑤ 発電設備（簡易型非常用自動発電装置） ⑥ 上記①～⑤に類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品	① 表示機支柱構造物	
ラ　ジ　オ 再放送設備	① 受信空中線 ② ラジオ受信装置、ラジオ再放送装置 ③ 割込制御装置 割込端末装置 ④ 光伝送装置、VoIP 装置 ⑤ 上記①～④に類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 同軸ケーブル、ケーブル・電線 ④ ケーブルラック	① 表示機支柱構造物	
交　通　量 計　測　設　備	① 超音波感知器等のセンサー類 ② 交通量計測装置 ③ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 各種センサー、取付金具	① 各種センサー支持構造物	

改定趣旨

土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）　新旧表

旧　令和７年度版

機器・材料等の区分

設備等名称	機　器	材　料	鋼構造製作物	備考
道路情報設備	① 道路情報表示板、主制御機、機側操作盤 ② 交通量観測装置の超音波感知器等のセンサー類及び制御盤類 ③ 交通止装置の遮断機、機側操作制御盤、監視・制御盤等 ④ 道路気象観測装置の各種センサー類（気温、路温、反射比率計、積雪計、雨量計、風向・風速計等）、監視・制御盤類 ⑤ 上記①～④に類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品	① 表示機支柱構造物 ② 各種センサー支持構造物	
ＣＣＴＶ設備	カメラ、固定・電動ズームレンズ、カメラケース、雲台、旋回装置、制御装置、モニターテレビ、操作卓、ネットワーク装置及び類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品	① カメラ支持構造物	
レーダ雨（雪）量計設備	① レーダ基地局の空中線、導波管加圧装置、送受信装置、レーダ動作監視装置、指示装置、通信制御装置 ② データ処理局等の通信制御装置,データ処理装置、ネットワーク装置 ③ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品	① 空中線取付架台	
河川情報処理装置	処理装置、入出力インターフェイス装置,入出力中継装置、データ表示盤（グラフィックパネルを含む）,ネットワーク装置及び類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品		
ダム・堰制御処理設備	処理装置、入出力インターフェイス装置,入出力中継装置、データ表示盤（グラフィックパネルを含む）,ネットワーク装置及び類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品		

新　令和８年度版　朱書き修正

機器・材料等の区分

設備等名称	機　器	材　料	鋼構造製作物	備考
路車間通信設備	① 送受信空中線、無線部 ② 制御装置 ③ 路側無線装置（DSRC：スポット通信） ④ 上記①～③に類する装置	① 同軸ケーブル、ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 無線部取付金具	① 無線部支柱構造物	
道路防災設備	① 交通遮断機、機側操作制御盤、予告板、規制標識、交通情報装置、監視・制御盤等 ② 道路気象観測装置の各種センサー類（気温、路温、反射比率計積雪計、雨量計、風向・風速計等）監視・制御盤類 ③ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ ブレーカボックス	① 表示機支柱構造物 ② 各種センサー支柱構造物	
受変電設備	① 受電盤、き電盤、変圧器盤、配電盤、蓄電池盤、動力盤及び電灯盤（低圧盤）等設備を構成する盤類 ② 避雷器、変圧器、遮断器、開閉器、蓄電池等単体で設備を構成するもの ③ 直流電源盤及び定電圧定周波盤 ④ 監視・制御設備 ⑤ 低圧受変電設備 ⑥ ＩＰ監視装置 ⑦ 上記①～⑥に類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管路材及び付属品 ③ ケーブルラック ④ ハンドホール ⑤ 避雷器（低圧用 SPD等）、接地材 ⑥ コンクリート柱及び鋼柱材 ⑦ トラフ ⑧ ダクト及び付属品 ⑨ プライマリーカットアウトスイッチ	① 屋外機構（ストラクチャー）	
発電機	① 発電機又は原動機 ② 管理用水力発電設備 ③ 発電機盤、切替盤、その他受変電設備に準ずる盤類 ④ 直流電源盤、吸排気・冷却・燃料移送等の補機類、蓄電池 ⑤ 監視・制御盤設備 ⑥ 燃料タンク、小出し槽地下タンク ⑦ 新エネルギー電源設備 ⑧ ＩＰ監視装置 ⑨ 上記①～⑧に類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ ケーブルラック ④ ハンドホール ⑤ 避雷器（ＳＰＤ含む）保安器、接地材	① 太陽光パネル設置架台	

改定趣旨

土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）　新旧表

旧　令和７年度版

機器・材料等の区分

設備等名称	機　器	材　料	鋼構造製作物	備考
そ　の　他	① 模写電送装置 ② 測定器 ③ 空気調和装置 ④ 配電盤、制御盤（発注者仕様に基づき個別製作するもの） ⑤ 発注者仕様に基づき個別製作する照明器具 ⑥ 光成端箱（発注者仕様に基づき個別製作するもの） ⑦ 個別製作ソフトウェア ⑧ パッケージソフトウェア ⑨ ネットワークスイッチ（ラインインターフェースを含む） ⑩ 光伝送装置 ⑪ ⑨、⑩に類する装置	① 一般照明柱（物価資料等掲載の規格品等） ② 照明器具（灯具、ランプ、安定器、自動点滅器含む） ③ 分電盤 ④ 光ケーブル ⑤ 光成端箱（汎用品） ⑥ 光接続材（クロージャ） ⑦ 光コード	① 発注者仕様に基づき個別製作する照明柱	

（注）1.　本資料において、設備名及び機器名等は、代表的なものを掲げたものであり他の設備欄で掲げたものは、全て同様に扱うものとする。

2.　本資料に記載のないものは、類似品から判断するものとする。

Ⅶ－2－5

新　令和８年度版　朱書き修正

機器・材料等の区分

設備等名称	機　器	材　料	鋼構造製作物	備考
電 源 設 備	① 無停電電源設備 ② 直流電源設備 ③ 停電対策用電源設備 ④ 屋外用無停電電源装置 ⑤ 蓄電池盤、蓄電池 ⑥ 上記①～⑤に類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ ケーブルラック ④ 接地材		
照 明 設 備	① 発注者仕様に基づき個別製作する照明器具（灯具） ② 照明配電盤、制御盤（発注者仕様に基づき個別制作するもの） ③ トンネル照明における自動照明制御装置（盤） ④ 輝度計、照度計	① 規格品等の一般照明柱（物価資料等掲載の規格品等） ② 規格品等の照明器具（灯具、ランプ、安定器、自動点滅器含む） ③ 分電盤（発注者仕様に基づき個別制作以外のもの） ④ ケーブル・電線及び配線材料 ⑤ プレハブ分岐ケーブル ⑥ ケーブルラック ⑦ 自動点滅器	① 発注者仕様に基づき個別製作する照明柱	
共 同 溝 電 気 設 備	① 換気ファン、排水ポンプ、ガス検知器、照明盤及び類する装置 ② 監視制御設備 ③ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ ケーブルラック		
道路融雪設備	① 凍結検知装置 ② 道路消融雪ポンプ盤、降雪検知器、遠隔制御装置、操作盤、機側操作盤、開閉器盤 ③ 水分、温度等センサー単体 ④ 上記①～③に類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管など管路材及び付属品 ③ 接地材		
情報処理設備	① ＩＰネットワーク装置等 ② ＩＰエンコーダ ＩＰデコーダ ③ 無線ＬＡＮ装置 ④ 上記①～③に類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② ケーブルラック ③ 光ケーブル、光コード、光成端箱（汎用品） ④ 機器収容架（１９インチラック等汎用品及び付属品）		
ＣＣＴＶ設備	① カメラ装置（カメラ、レンズ、カメラケース、エンコーダ、旋回装置等） ② 機側装置（LAN-SW、電源部等） 分電盤（電源切替対応） ③ カメラ制御装置、表示モニタ、デコーダ、操作卓ＰＣ、ネットワーク装置等 ④ メディアコンバータ ⑤ 映像蓄積装置、映像情報共有化システム ⑥ 上記①～⑤に類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品	① カメラ支持構造物	

Ⅶ－2－5

改定趣旨

土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）　新旧表

旧　令和7年度版	新　令和8年度版　朱書き修正	改定趣旨
	機器・材料等の区分	

設備等名称	機　器	材　料	鋼構造製作物	備考
レーダ雨量計設備	① レーダ基地局 空中線装置、空中線制御装置、導波管加圧装置、送信受信装置、信号処理装置、収集処理装置、データ蓄積装置、伝送装置等 ② 合成処理局 解析処理装置、受信一次処理装置、合成処理装置、データ蓄積装置等 ③ 監視制御局 遠隔操作表示装置 ④ レーダレドーム ⑤ 上記①～④に類する装置	① 同軸ケーブル、ケーブル・電線及び配線材料 ② 矩形導波管、電線管等管路材及び付属品	① 空中線取付架台	
統一河川情報システム	① 定数管理系装置、運用管理系装置、伝送系装置、編集系装置、表示系装置、負荷分散装置、管理用端末ネットワーク装置及び類する装置類	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品		
道路情報システム	① 道路情報中枢局 通信サーバ、提供サーバ、共有ディスク、専用監視端末、インターフェース変換装置等 ② 道路情報集中局 通信サーバ、提供サーバ、共有ディスク、**専用監視端末、インターフェース変換装置等**	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品		
ダム・堰制御処理設備	① 処理装置、入出力インターフェイス装置、入出力中継装置、データ表示盤（グラフィックパネルを含む）、ネットワーク装置及び類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品		

土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）　新旧表

旧　令和7年度版	新　令和8年度版　朱書き修正	改定趣旨
	機器・材料等の区分 設備等名称：その他 機器：①空気調和装置 ②配電盤、制御盤（発注者仕様に基づき個別製作するもの） ③光成端箱（発注者仕様に基づき個別製作するもの） ④引込開閉器盤 ⑤個別製作ソフトウェア 材料：①光ケーブル ②光成端箱（汎用品） ③光接続材（クロージャ） ④光コード ⑤SPD（電源用、通信用、LAN用等） ⑥分電盤（汎用品） ⑦配電盤、制御盤（汎用品） ⑧個別に記載の無い、各種支持構造物、架台等（100kg未満のもの） ⑨収容架（１９インチラック等汎用品及び付属品） 鋼構造製作物： 備考： （注）1.　本資料において、設備名及び機器名等は、代表的なものを掲げたものであり他の設備欄で掲げたものは、全て同様に扱うものとする。 2.　本資料に記載のないものは、類似品から判断するものとする。 Ⅶ－2－7	

土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）　新旧表

旧　令和７年度版

5　間接工事費の算定方法

間接工事費等の項目別対象表

間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
対象額／項目	直接工事費	直接工事費＋共通仮設費＝純工事費	純工事費＋現場管理費＋機器間接費＝工事原価
機器単体費	×	×	×
機器単体費（支給品等）	×	×	×
鋼構造製作物工場製作原価	×	×	○
技術者間接費	×	×	○
機器管理費	×	×	○
材料費（光ケーブル）	×	○	○
			○対象とする　×対象としない

（注）1.　「機器単体費」とは、「第２章①機器・材料等の区分」の機器に該当するものをいう。

2.　「鋼構造製作物工場製作原価」とは、「第２章①機器・材料等の区分」の鋼構造製作物に該当するものをいう。

3.　「技術者間接費」とは、「第１章③1－1－2(1)（ロ）④a．技術者間接費」によるものをいう。

4.　「機器管理費」とは、「第１章③1－1－2(1)（ロ）④b．機器管理費」によるものをいう。

新　令和８年度版　朱書き修正

5　間接工事費の算定方法

間接工事費等の項目別対象表

間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
対象額／項目	直接工事費	直接工事費＋共通仮設費＝純工事費	純工事費＋現場管理費＋機器間接費＝工事原価
機器単体費	×	×	×
機器単体費（支給品等）	×	×	×
鋼構造製作物工場製作原価	×	×	○
技術者間接費	×	×	○
機器管理費	×	×	○
			○対象とする　×対象としない

（注）1.　「機器単体費」とは、「第２章①機器・材料等の区分」の機器に該当するものをいう。

2.　「鋼構造製作物工場製作原価」とは、「第２章①機器・材料等の区分」の鋼構造製作物に該当するものをいう。

3.　「技術者間接費」とは、「第１章③1－1－2(1)（ロ）④a．技術者間接費」によるものをいう。

4.　「機器管理費」とは、「第１章③1－1－2(1)（ロ）④b．機器管理費」によるものをいう。

改定趣旨

光ケーブルを共通仮設費の対象とする

土木工事標準積算基準書（電気通信編）

第Ⅷ編　歩掛

第２章　共通設備

土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）　新旧表

旧　令和７年度版

(5)　同軸ケーブル敷設（端末処理）

施工歩掛コード	VE303102	施工単位	箇所
施工区分			
作業種別	規格番号		
70MHz～2.5GHz 端末処理	01		

（注）　材料単価を別途入力すること。

表－1　作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新　　設	1.0	1
撤去（不使用）	0.5	2
撤去（再使用）	1.0	3
移　　設	2.0	4

(6)　LCX 敷設（LCX・位置芯出し）

施工歩掛コード	VE125101	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
LCX 径 30mm	01	作業内容による補正（表－1）	
LCX 径 50mm	02		
位置芯出し	03		

（注）　材料単価を別途入力すること。

(7)　LCX 敷設（アンカーボルト孔あけ）

施工歩掛コード	VE125102	施工単位	箇所
施工区分			
作業種別	規格番号		
アンカーボルト孔あけ LCX 用	01		

(8)　LCX 敷設（金具）

施工歩掛コード	VE125103	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
中間吊り金具	01	作業内容による補正（表－1）	
引留金具	02		

（注）　材料単価を別途入力すること。

新　令和８年度版　朱書き修正

(5)　同軸ケーブル敷設（端末処理）

施工歩掛コード	VE303102	施工単位	箇所
施工区分			
作業種別	規格番号		
70MHz～2.5GHz 端末処理	01		

（注）　材料単価を別途入力すること。

表－1　作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新　　設	1.0	1
撤去（不使用）	0.5	2
撤去（再使用）	1.0	3
移　　設	2.0	4

(6)　LCX 敷設（LCX・位置芯出し）

施工歩掛コード	VE125101	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
LCX 径 30mm	01	作業内容による補正（表－1）	
LCX 径 50mm	02		
位置芯出し	03		

（注）　材料単価を別途入力すること。

(7)　LCX 敷設（アンカーボルト孔あけ）

施工歩掛コード	VE125102	施工単位	箇所
施工区分			
作業種別	規格番号		
アンカーボルト孔あけ LCX 用	01		

(8)　LCX 敷設（金具）

施工歩掛コード	VE125103	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
中間吊り金具	01	作業内容による補正（表－1）	
引留金具	02		

（注）　材料単価を別途入力すること。

改定趣旨

誤字修正

土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）　新旧表

旧　令和７年度版

4　施工単価入力基準表

(1)　光ケーブル配線

施工歩掛コード		WE120010	施工単位	n
施工区分			入力条件	
作業種別		規格番号	J1	
地中管内配線	11mm 以下	01	作業内容による補正（表－1）	
〃	18mm 以下	02		
〃	24mm 以下	03		
屋内屋外管内配線	11mm 以下	04		
〃	18mm 以下	05		
〃	24mm 以下	06		
ピット配線	11mm 以下	07		
〃	18mm 以下	08		
〃	24mm 以下	09		

（注）　材料単価を別途入力すること。

(2)　光ケーブル配線（ころがし配線）

施工歩掛コード	WE120015	施工単位	n	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	
仕上外径 11mm 以下	01	作業内容による補正（表－1）	サドル留めによる補正（表－2）	
〃 18mm 以下	02			
〃 24mm 以下	03			

（注）　材料単価を別途入力すること。

(3)　光ケーブル配線（ラック配線）

施工歩掛コード	WE120020	施工単位	n	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	
仕上外径 11mm 以下	01	作業内容による補正（表－1）	配線方法による補正（表－3）	
〃 18mm 以下	02			
〃 24mm 以下	03			

（注）　材料単価を別途入力すること。

表－1　作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新　　設	1.0	1
撤去（不使用）	0.5	2
撤去（再使用）	1.0	3
移　　設	2.0	4

表－2　サドル留めによる補正

配線方法	補正係数	入力番号
サドル留めなし	1.0	1
サドル留めあり	1.2	2

表－3　配線方法による補正

配線方法	補正係数	入力番号
抱縛あり	1.0	1
抱縛なし	0.7	2

Ⅷ－2－36

新　令和８年度版　朱書き修正

4　施工単価入力基準表

(1)　光ケーブル配線

施工歩掛コード		WE120010	施工単位	n
施工区分			入力条件	
作業種別		規格番号	J1	
地中管内配線	11mm 以下	01	作業内容による補正（表－1）	
〃	18mm 以下	02		
〃	24mm 以下	03		
屋内屋外管内配線	11mm 以下	04		
〃	18mm 以下	05		
〃	24mm 以下	06		
ピット配線	11mm 以下	07		
〃	18mm 以下	08		
〃	24mm 以下	09		

（注）　材料単価を別途入力すること。

(2)　光ケーブル配線（ころがし配線）

施工歩掛コード	WE120015	施工単位	n	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	
仕上外径 11mm 以下	01	作業内容による補正（表－1）	サドル留めによる補正（表－2）	
〃 18mm 以下	02			
〃 24mm 以下	03			

（注）　材料単価を別途入力すること。

(3)　光ケーブル配線（ラック配線）

施工歩掛コード	WE120020	施工単位	n	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	
仕上外径 11mm 以下	01	作業内容による補正（表－1）	配線方法による補正（表－3）	
〃 18mm 以下	02			
〃 24mm 以下	03			

（注）　材料単価を別途入力すること。

表－1　作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新　　設	1.0	1
撤去（不使用）	0.5	2
撤去（再使用）	1.0	3
移　　設	2.0	4

表－2　サドル留めによる補正

配線方法	補正係数	入力番号
サドル留めなし	1.0	1
サドル留めあり	1.2	2

表－3　配線方法による補正

配線方法	補正係数	入力番号
抱縛あり	1.0	1
抱縛なし	0.7	2

Ⅷ－2－36

改定趣旨

誤字修正

土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）　新旧表

旧　令和７年度版

(2)　支線取付

施工歩掛コード	WE118300	施工単位	本
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
ステーブロック（1号38口以下）	01	作業内容による補正（表－1）	巻付グリップによる補正（表－2）
〃（2号55口以下）	02		
〃（3号100口以下）	03		
打込アンカー（7／4 90口以下）	04		
スクリューアンカー（7／4 90口以下）	05		

（注）　材料単価を別途入力すること。

(3)　腕金取付

施工歩掛コード	WE118401	施工単位	本
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
腕　金 900mm以下	01	作業内容による補正（表　1）	
〃　1,500mm以下	02		
〃　1,800mm以下	03		
〃　2,700mm以下	04		

（注）　材料単価を別途入力すること。

(4)　ピンがいしラック取付

施工歩掛コード	WE118402	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
ピン碍子ラック	01	作業内容による補正（表－1）	

（注）　材料単価を別途入力すること。

表－1　作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新　　設	1.0	1
撤去（不使用）	0.5	2
撤去（再使用）	1.0	3
移　　設	2.0	4

表－2　巻付グリップによる補正

作業内容	補正係数	入力番号
巻付グリップなし	1.0	1
〃　　あり	0.7	2

新　令和８年度版　朱書き修正

(2)　支線取付

施工歩掛コード	WE118300	施工単位	本
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
ステーブロック（1号38口以下）	01	作業内容による補正（表－1）	巻付グリップによる補正（表－2）
〃（2号55口以下）	02		
〃（3号100口以下）	03		
打込アンカー（7／4 90口以下）	04		
スクリューアンカー（7／4 90口以下）	05		

（注）　材料単価を別途入力すること。

(3)　腕金取付

施工歩掛コード	WE118401	施工単位	本
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
腕　金 900mm以下	01	作業内容による補正（表　1）	
〃　1,500mm以下	02		
〃　1,800mm以下	03		
〃　2,700mm以下	04		

（注）　材料単価を別途入力すること。

(4)　ピンがいしラック取付

施工歩掛コード	WE118402	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
ピン碍子ラック	01	作業内容による補正（表－1）	

（注）　材料単価を別途入力すること。

表－1　作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新　　設	1.0	1
撤去（不使用）	0.5	2
撤去（再使用）	1.0	3
移　　設	2.0	4

表－2　巻付グリップによる補正

作業内容	補正係数	入力番号
巻付グリップなし	1.0	1
〃　　あり	0.7	2

改定趣旨

誤字修正

第３章　電気設備

土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）　新旧表

旧　令和７年度版

(8)　変成器据付

施工歩掛コード	WE200600	施工単位	組
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
70kV 以下がいし型	01	作業内容による補正（表－1）	2組目以降による補正（表－2）
30kV 以下モールド型	02		
6kV 以下　〃	03		

（注）　機器単体費は、別途入力する。

(9)　碍子据付

施工歩掛コード	WE200700	施工単位	組	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	J3
懸垂（2ヶ連）	01	作業内容による補正（表－1）	2組目以降による補正（表－2）	材料単価（円／連）
〃　（5ヶ連）	02			
耐張（2ヶ連）	03			
〃　（5ヶ連）	04			
長幹　（70kV）	05			

（注）　材料単価は、1組価格を入力する。

(10)　架線金具等据付

施工歩掛コード	WE200800	施工単位	箇所
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
HDCC 圧縮接続	01	作業内容による補正（表－1）	
締付端子取付	02		
ジャンパースリーブ	03		
スペーサバランサ	04		
PG クランプ	05		
耐張クランプ	06		
圧縮引留クランプ	07		

（注）　材料単価は、別途入力する。

表－1　作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新　　設	1.0	1
撤去（不使用）	0.5	2
撤去（再使用）	1.0	3
移　　設	2.0	4

表－2　2組目以降による補正

施工内容	補正係数	入力番号
補　正　な　し	1.0	1
補　正　あ　り	0.7	2

新　令和８年度版　朱書き修正

(8)　変成器据付

施工歩掛コード	WE200600	施工単位	組
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
70kV 以下がいし型	01	作業内容による補正（表－1）	2組目以降による補正（表－2）
30kV 以下モールド型	02		
6kV 以下　〃	03		

（注）　機器単体費は、別途入力する。

(9)　碍子据付

施工歩掛コード	WE200700	施工単位	組	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	J3
懸垂（2ヶ連）	01	作業内容による補正（表－1）	2組目以降による補正（表－2）	材料単価（円／連）
〃　（5ヶ連）	02			
耐張（2ヶ連）	03			
〃　（5ヶ連）	04			
長幹　（70kV）	05			

（注）　材料単価は、1組価格を入力する。

(10)　架線金具等据付

施工歩掛コード	WE200800	施工単位	箇所
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
HDCC 圧縮接続	01	作業内容による補正（表－1）	
締付端子取付	02		
ジャンパースリーブ	03		
スペーサバランサ	04		
PG クランプ	05		
耐張クランプ	06		
圧縮引留クランプ	07		

（注）　材料単価は、別途入力する。

表－1　作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新　　設	1.0	1
撤去（不使用）	0.5	2
撤去（再使用）	1.0	3
移　　設	2.0	4

表－2　2組目以降による補正

施工内容	補正係数	入力番号
補　正　な　し	1.0	1
補　正　あ　り	0.7	2

改定趣旨

誤字修正

第４章　通信設備

土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）　新旧表

旧　令和７年度版

(2)　空中線調整

施工歩掛コード	WE301200	施工単位	基
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
パラボラ 4mφ以下	01	2基目以降による補正（表－2）	
パラボラ 3mφ以下	02		
パラボラ 2mφ以下	03		
八木型	04		

（注）1.　2基目以上調整を行う場合、1基目と2基目以降を分けて入力すること。
2.　2基目以降の補正は、下記の式で補正される。

X＝Y×Z　　X＝補正歩掛
Y＝標準歩掛
Z＝補正係数（J1）

(3)　空中線取付架台設置

施工歩掛コード	WE301300	施工単位	基	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	J3
パラボラ用架台　4mφ	01	作業内容による補正（表－1）	空中線地上高（m）	2基目以降による補正（表－2）
パラボラ用架台　3mφ	02			
パラボラ用架台 2.4mφ	03			
パラボラ用架台　2mφ	04			
パラボラ用架台 1.2mφ	05			

（注）鋼構造製作物は、別途入力する。

表－1　作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新　　設	1.0	1
撤去（不使用）	0.5	2
撤去（再使用）	1.0	3
移　　設	2.0	4

表－2　2基目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補　正　な　し	1.0	1
補　正　あ　り	0.7	2

新　令和８年度版　朱書き修正

(2)　空中線調整

施工歩掛コード	WE301200	施工単位	基
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
パラボラ 4mφ以下	01	2基目以降による補正（表－2）	
パラボラ 3mφ以下	02		
パラボラ 2mφ以下	03		
八木型	04		

（注）1.　2基目以上調整を行う場合、1基目と2基目以降を分けて入力すること。
2.　2基目以降の補正は、下記の式で補正される。

X＝Y×Z　　X＝補正歩掛
Y＝標準歩掛
Z＝補正係数（J1）

(3)　空中線取付架台設置

施工歩掛コード	WE301300	施工単位	基	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	J3
パラボラ用架台　4mφ	01	作業内容による補正（表－1）	空中線地上高（m）	2基目以降による補正（表－2）
パラボラ用架台　3mφ	02			
パラボラ用架台 2.4mφ	03			
パラボラ用架台　2mφ	04			
パラボラ用架台 1.2mφ	05			

（注）鋼構造製作物は、別途入力する。

表－1　作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新　　設	1.0	1
撤去（不使用）	0.5	2
撤去（再使用）	1.0	3
移　　設	2.0	4

表－2　2基目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補　正　な　し	1.0	1
補　正　あ　り	0.7	2

改定趣旨

誤字修正

土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）　新旧表

旧　令和７年度版

(4)　通報装置・非常警報付属設備取付１

施工歩掛コード	K2223104	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
押しボタン式通報装置	01	作業内容による補正（表－1）	２台目以降による補正（表－4）
非常電話機	02		
火災検知器	03		
消火器	04		
消火器収納箱	05		

（注）　機器単体費及び機械経費は、別途入力する。

(5)　通報装置・非常警報付属設備取付２

施工歩掛コード	K2223105	施工単位	面
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
誘導表示板	01	作業内容による補正（表－1）	２台目以降による補正（表－4）
非常電話案内板	02		

（注）　機器単体費及び機械経費は、別途入力する。

表－1　作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新　　設	1.0	1
撤去（不使用）	0.5	2
撤去（再使用）	1.0	3
移　　設	2.0	4

表－2　２面目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補　正　な　し	1.0	1
補　正　あ　り	0.7	2

表－3　２ユニット目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補　正　な　し	1.0	1
補　正　あ　り	0.7	2

表－4　２台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補　正　な　し	1.0	1
補　正　あ　り	0.7	2

Ⅷ－4－110

新　令和８年度版　朱書き修正

(4)　通報装置・非常警報付属設備取付１

施工歩掛コード	K2223104	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
押しボタン式通報装置	01	作業内容による補正（表－1）	２台目以降による補正（表－4）
非常電話機	02		
火災検知器	03		
消火器	04		
消火器収納箱	05		

（注）　機器単体費及び機械経費は、別途入力する。

(5)　通報装置・非常警報付属設備取付２

施工歩掛コード	K2223105	施工単位	面
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
誘導表示板	01	作業内容による補正（表－1）	２面目以降による補正（表－2）
非常電話案内板	02		

（注）　機器単体費及び機械経費は、別途入力する。

表－1　作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新　　設	1.0	1
撤去（不使用）	0.5	2
撤去（再使用）	1.0	3
移　　設	2.0	4

表－2　２面目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補　正　な　し	1.0	1
補　正　あ　り	0.7	2

表－3　２ユニット目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補　正　な　し	1.0	1
補　正　あ　り	0.7	2

表－4　２台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補　正　な　し	1.0	1
補　正　あ　り	0.7	2

Ⅷ－4－110

改定趣旨

誤記修正

土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）　新旧表

旧　令和７年度版

4　施工単価入力基準表

(1)　通信用鉄塔架設

施工歩掛コード	WE326100	施工単位	t
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
鋼管　入力施工	01	作業内容による補正（表－1）	
〃　機械施工	02		
形鋼　入力施工	03		
〃　機械施工	04		

表－1　作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新　　設	1.0	1
撤　　去	0.5	2

(注)　機械経費等は、別途入力する。

(2)　鉄塔・支持鉄塔製作

施工歩掛コード	WE326200	施工単位	t
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
アングルトラス	01	1t 当たりの基準単価（円／t）	総重量（t）
パイプトラス・ラーメン	02		
シリンダー	03		

(注)　管理費区分「5」を設定している。

(3)　規格エキストラ

施工歩掛コード	WE326300	施工単位	t
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
規格エキストラ	01	1t 当たりの規格エキストラ（円／t）	

(注)　管理費区分「5」を設定している。

(4)　溶融亜鉛メッキ

施工歩掛コード	WE326400	施工単位	t
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
溶融亜鉛メッキ	01	1t 当たりの溶融亜鉛メッキ（円／t）	

(注)　管理費区分「2」を設定している。

新　令和８年度版　朱書き修正

4　施工単価入力基準表

(1)　通信用鉄塔架設

施工歩掛コード	WE326100	施工単位	t
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
鋼管　入力施工	01	作業内容による補正（表－1）	
〃　機械施工	02		
形鋼　入力施工	03		
〃　機械施工	04		

表－1　作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新　　設	1.0	1
撤　　去	0.5	2

(注)　機械経費等は、別途入力する。

(2)　鉄塔・支持鉄塔製作

施工歩掛コード	WE326200	施工単位	t
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
アングルトラス	01	1t 当たりの基準単価（円／t）	総重量（t）
パイプトラス・ラーメン	02		
シリンダー	03		

(注)　管理費区分「5」を設定している。

(3)　規格エキストラ

施工歩掛コード	WE326300	施工単位	t
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
規格エキストラ	01	1t 当たりの規格エキストラ（円／t）	

(注)　管理費区分「5」を設定している。

(4)　溶融亜鉛メッキ

施工歩掛コード	WE326400	施工単位	t
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
溶融亜鉛メッキ	01	1t 当たりの溶融亜鉛メッキ（円／t）	

(注)　管理費区分「2」を設定している。

改定趣旨

誤記修正

第６章　その他

土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）　新旧表

旧　令和７年度版

第２節　機材コード

（注）施工歩掛コードが４桁の場合は、規格番号まで含むものとする。

① 電気通信機材コード

1 施工単価入力表

(1) 機器単体費（各種）

施工歩掛コード	WE100800	施工単位	各種

施工区分		入力条件	
施工量	規格番号	J1	J2
台	01	１台当り機器単体費（円／台）	機器管理費の種別（表－１）
個	02	１個当り機器単体費（円／個）	
組	03	１組当り機器単体費（円／組）	
基	04	１基当り機器単体費（円／基）	
面	05	１面当り機器単体費（円／面）	
架	06	１架当り機器単体費（円／架）	
枚	07	１枚当り機器単体費（円／枚）	
式	08	１式当り機器単体費（円／式）	
ユニット	09	１ユニット当り機器単体費（円／ユニット）	
棚	10	１棚当り機器単体費（円／棚）	
局	11	１局当り機器単体費（円／局）	
棟	12	１棟当り機器単体費（円／棟）	
卓	13	１卓当り機器単体費（円／卓）	
セル	14	１セル当り機器単体費（円／セル）	
方路	15	１方路当り機器単体費（円／方路）	
CH	16	1CH当り機器単体費（円／CH）	
HG	17	1HG当り機器単体費（円／HG）	
箇所	18	１箇所当り機器単体費（円／箇所）	
本	19	１本当り機器単体費（円／本）	

（注）管理費区分「9」を設定している。

表－１　機器管理費の種別

機器管理費の種別	補正係数	入力番号
機器製作及び据付・調整を行う	1.0	1
機器製作のみを行う	0.5	2
機器を支給（据付調整のみ）	0.5	3
機器管理費の対象外	－	4

（注）Ｊ２の補正係数は、機器管理費の算定時に使用する係数である。

新　令和８年度版　朱書き修正

第２節　機材コード

（注）施工歩掛コードが４桁の場合は、規格番号まで含むものとする。

① 電気通信機材コード

1 施工単価入力表

(1) 機器単体費（各種）

施工歩掛コード	WE100800	施工単位	各種

施工区分		入力条件	
施工量	規格番号	J1	J2
台	01	１台当り機器単体費（円／台）	機器管理費の種別（表－１）
個	02	１個当り機器単体費（円／個）	
組	03	１組当り機器単体費（円／組）	
基	04	１基当り機器単体費（円／基）	
面	05	１面当り機器単体費（円／面）	
架	06	１架当り機器単体費（円／架）	
枚	07	１枚当り機器単体費（円／枚）	
式	08	１式当り機器単体費（円／式）	
ユニット	09	１ユニット当り機器単体費（円／ユニット）	
棚	10	１棚当り機器単体費（円／棚）	
局	11	１局当り機器単体費（円／局）	
棟	12	１棟当り機器単体費（円／棟）	
卓	13	１卓当り機器単体費（円／卓）	
セル	14	１セル当り機器単体費（円／セル）	
方路	15	１方路当り機器単体費（円／方路）	
CH	16	1CH当り機器単体費（円／CH）	
HG	17	1HG当り機器単体費（円／HG）	
箇所	18	１箇所当り機器単体費（円／箇所）	
本	19	１本当り機器単体費（円／本）	

（注）管理費区分「9」を設定している。

表－１　機器管理費の種別

機器管理費の種別	補正係数	入力番号
機器製作及び据付・調整を行う	1.0	1
機器製作のみを行う	0.5	2
機器を支給（据付調整のみ）	0.5	3
機器移設	0.5	4
機器管理費の対象外	－	5

（注）Ｊ２の補正係数は、機器管理費の算定時に使用する係数である。

改定趣旨

令和2年2月の改定に合わせた修正

土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）　新旧表

旧　令和７年度版

(4)　光ケーブル配線各種

施工歩掛コード	WE507100	施工単位	m・本			
施工区分		入力条件				
種別	規格番号	J1 材料名称	J2 材料規格	J3 材料規格詳細	J4 材料選択	
光ケーブル類	*	表－1から選択	表－2から選択	表－3から選択	表－4 (表－4-1から 表－4-33) から選択	

(注)　1.　J2条件は、J1条件で「01」を選択したときに、選択できる。

2.　J3条件は、J2条件で「01」、「02」、「03」、「04」、「23」を選択したときに、選択できる。

3.　管理費区分「1」を設定している。

表－1

01	光ケーブル
02	光コード
03	光コネクタ付コード
04	光ファイバ層形LAPシース
05	光ファイバ層形LAPシースSSF
06	光ファイバユニット型LAPシース

表－2

01	光ケーブル（4芯テープスロット）
02	光ケーブル（4芯テープSSD）
03	光ケーブル（4芯テープSSF）
04	光ケーブル（4芯テープ難燃型）
05	光ケーブル（層型）
06	光ケーブル（2芯テープSZ型）
07	光ケーブル（4芯テープSZ型）
08	光ケーブル（2芯SZ・SSD型）
09	光ケーブル（4芯SZ・SSD型）
10	光ケーブル（2芯SZ・SSF型）
11	光ケーブル（4芯SZ・SSF型）
12	光ケーブル（2芯SZ難燃型）
13	光ケーブル（4芯SZ難燃型）
14	光ケーブル（層型、コルゲート）
15	光ケーブル（4芯コルゲート）
16	光ケーブル（GI）
17	光ケーブル（スペーサ型）
18	光ケーブル（8芯テープスロット）
19	光ケーブル（8芯テープSSD）
20	光ケーブル（8芯テープSSF）
21	光ケーブル（8芯テープ難燃型）
22	光ケーブル（4芯テープWB型）
23	光ケーブル（ノンメタリック）

表－3

01	DSF
02	SM

新　令和８年度版　朱書き修正

(4)　光ケーブル配線各種

施工歩掛コード	WE507100	施工単位	m・本			
施工区分		入力条件				
種別	規格番号	J1 材料名称	J2 材料規格	J3 材料規格詳細	J4 材料選択	
光ケーブル類	*	表－1から選択	表－2から選択	表－3から選択	表－4 (表－4-1から 表－4-33) から選択	

(注)　1.　J2条件は、J1条件で「01」を選択したときに、選択できる。

2.　J3条件は、J2条件で「01」、「02」、「03」、「04」、「23」を選択したときに、選択できる。

表－1

01	光ケーブル
02	光コード
03	光コネクタ付コード
04	光ファイバ層形LAPシース
05	光ファイバ層形LAPシースSSF
06	光ファイバユニット型LAPシース

表－2

01	光ケーブル（4芯テープスロット）
02	光ケーブル（4芯テープSSD）
03	光ケーブル（4芯テープSSF）
04	光ケーブル（4芯テープ難燃型）
05	光ケーブル（層型）
06	光ケーブル（2芯テープSZ型）
07	光ケーブル（4芯テープSZ型）
08	光ケーブル（2芯SZ・SSD型）
09	光ケーブル（4芯SZ・SSD型）
10	光ケーブル（2芯SZ・SSF型）
11	光ケーブル（4芯SZ・SSF型）
12	光ケーブル（2芯SZ難燃型）
13	光ケーブル（4芯SZ難燃型）
14	光ケーブル（層型、コルゲート）
15	光ケーブル（4芯コルゲート）
16	光ケーブル（GI）
17	光ケーブル（スペーサ型）
18	光ケーブル（8芯テープスロット）
19	光ケーブル（8芯テープSSD）
20	光ケーブル（8芯テープSSF）
21	光ケーブル（8芯テープ難燃型）
22	光ケーブル（4芯テープWB型）
23	光ケーブル（ノンメタリック）

表－3

01	DSF
02	SM

改定趣旨

光ケーブルを共通仮設費の対象としたことに伴う修正

土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）　新旧表

旧　令和７年度版	新　令和８年度版　朱書き修正	改定趣旨
		物価資料に合わせた修正

旧　令和７年度版

(11)　一般配管用ステンレス鋼鋼管

施工歩掛コード	WE530300	施工単位	m
施工区分		入力条件	
種別	規格番号	J1	
13SU T=0.8	01	付属品率（%）	
20SU T=1.0	02		
25SU T=1.2	03		
30SU T=1.2	04		
40SU T=1.2	05		
50SU T=1.2	06		
60SU T=1.5	07		
75SU T=1.5	08		
80SU T=2.0	09		
100SU T=2.0	10		
125SU T=2.0	11		
150SU T=3.0	12		
200SU T=3.0	13		
250SU T=3.0	14		
300SU T=3.0	15		

(12)　ヒューム管

施工歩掛コード	WE535200	施工単位	本
施工区分			
種別	規格番号		
外圧管１種Ｂ形 150×26×2000	01		
外圧管１種Ｂ形 200×27×2000	02		
外圧管１種Ｂ形 250×28×2000	03		
外圧管２種Ｂ形 150×26×2000	04		
外圧管２種Ｂ形 200×27×2000	05		
外圧管２種Ｂ形 250×28×2000	06		

新　令和８年度版　朱書き修正

(11)　一般配管用ステンレス鋼鋼管

施工歩掛コード	WE530300	施工単位	m
施工区分		入力条件	
種別	規格番号	J1	
13SU T=0.8	01	付属品率（%）	
20SU T=1.0	02		
25SU T=1.0	03		
30SU T=1.2	04		
40SU T=1.2	05		
50SU T=1.2	06		
60SU T=1.5	07		
75SU T=1.5	08		
80SU T=2.0	09		
100SU T=2.0	10		
125SU T=2.0	11		
150SU T=3.0	12		
200SU T=3.0	13		
250SU T=3.0	14		
300SU T=3.0	15		

(12)　ヒューム管

施工歩掛コード	WE535200	施工単位	本
施工区分			
種別	規格番号		
外圧管１種Ｂ形 150×26×2000	01		
外圧管１種Ｂ形 200×27×2000	02		
外圧管１種Ｂ形 250×28×2000	03		
外圧管２種Ｂ形 150×26×2000	04		
外圧管２種Ｂ形 200×27×2000	05		
外圧管２種Ｂ形 250×28×2000	06		

土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）　新旧表

旧　令和7年度版	新　令和8年度版　朱書き修正	改定趣旨
(9)　蓄力形コネクタ 施工歩掛コード WE522600　施工単位 個 施工区分 種別 / 規格番号 22mm² / 01 38mm² / 02 (10)　高圧分岐カバー 施工歩掛コード WE522700　施工単位 個 施工区分 種別 / 規格番号 T1、2 銅用 / 01 (11)　高圧水切カバー 施工歩掛コード WE522800　施工単位 個 施工区分 種別 / 規格番号 100A / 01 (12)　ステーブロック 施工歩掛コード WE522900　施工単位 個 施工区分 種別 / 規格番号 No.1 ロッド付 / 01 No.2 ロッド付 / 02 No.3 ロッド付 / 03 (13)　配電用避雷器 施工歩掛コード WE523000　施工単位 個 施工区分 種別 / 規格番号 8.4kV 一般型 / 01 (14)　低圧ラック 施工歩掛コード WE523100　施工単位 個 施工区分 種別 / 規格番号 低圧ラック / 01 Ⅶ－6－75	(9)　蓄力形コネクタ 施工歩掛コード WE522600　施工単位 個 施工区分 種別 / 規格番号 22mm² / 01 38mm² / 02 (10)　高圧分岐カバー 施工歩掛コード WE522700　施工単位 個 施工区分 種別 / 規格番号 T1、2 銅用 / 01 (11)　高圧水切カバー 施工歩掛コード WE522800　施工単位 個 施工区分 種別 / 規格番号 100A / 01 (12)　ステーブロック 施工歩掛コード WE522900　施工単位 個 施工区分 種別 / 規格番号 No.1 ロッド付 / 01 No.2 ロッド付 / 02 No.3 ロッド付 / 03 (13)　配電用避雷器 施工歩掛コード WE523000　施工単位 個 施工区分 種別 / 規格番号 8.4kV 一般型 / 01 (14)　低圧ラック 施工歩掛コード WE523100　施工単位 個 施工区分 種別 / 規格番号 低圧ラック / 01 Ⅶ－6－75	誤記修正

土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）　新旧表

旧　令和７年度版	新　令和８年度版　朱書き修正	改定趣旨
(3)　避雷針（支持管取付金物） 施工歩掛コード WE520800　施工単位 個 施工区分 種別 ／ 規格番号 鋼管用　露出　径48.6 ／ 01 鋼管用　露出　径60.5 ／ 02 鋼管用　露出　径76.3 ／ 03 黄銅管用　露出　径38.0 ／ 04 黄銅管用　露出　径50.8 ／ 05 黄銅管用　露出　径63.5 ／ 06 SUS用　露出　径48.6 ／ 07 SUS用　露出　径60.5 ／ 08 SUS用　露出　径76.3 ／ 09	(3)　避雷針（支持管取付金物） 施工歩掛コード WE520800　施工単位 個 施工区分 種別 ／ 規格番号 鋼管用　露出　径48.6 ／ 01 鋼管用　露出　径60.5 ／ 02 鋼管用　露出　径76.3 ／ 03 黄銅管用　露出　径38.0 ／ 04 黄銅管用　露出　径50.8 ／ 05 黄銅管用　露出　径63.5 ／ 06 SUS用　露出　径48.6 ／ 07 SUS用　露出　径60.5 ／ 08 SUS用　露出　径76.3 ／ 09	物価資料に合わせた修正
(4)　避雷針（導線引出金物） 施工歩掛コード WE520900　施工単位 個 施工区分 種別 ／ 規格番号 鉄骨用アース端子 ／ 01	(4)　避雷針（導線引出金物） 施工歩掛コード WE520900　施工単位 個 施工区分 種別 ／ 規格番号 鉄骨用アース端子 ／ 01	
(5)　避雷針（接続端子） 施工歩掛コード WE521000　施工単位 組 施工区分 種別 ／ 規格番号 試験用　黄銅製 クロームメッキ ／ 01 T型分岐端子 黄銅・銅製 ／ 02	(5)　避雷針（接続端子） 施工歩掛コード WE521000　施工単位 組 施工区分 種別 ／ 規格番号 試験用　黄銅製 クロームメッキ ／ 01 T型分岐端子 黄銅・銅製 ／ 02	
(6)　避雷針（端子箱） 施工歩掛コード WE521100　施工単位 面 施工区分 種別 ／ 規格番号 建設省型 TB－AF（S）1A ／ 01 建設省型 TB－CG（T）1A ／ 02 建設省型 TB－SG（T）1A ／ 03	(6)　避雷針（端子箱） 施工歩掛コード WE521100　施工単位 面 施工区分 種別 ／ 規格番号 国土交通省型 TB－AF（S）1A ／ 01 国土交通省型 TB－CG（T）1A ／ 02 国土交通省型 TB－SG（T）1A ／ 03	物価資料に合わせた修正
Ⅶ－6－73	Ⅶ－6－78	

土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）　新旧表

旧　令和７年度版	新　令和８年度版　朱書き修正	改定趣旨
		物価資料に合わせた修正

旧　令和７年度版

(7)　避雷針（接地埋設標示板）

施工歩掛コード	WE521200	施工単位	枚
施工区分			
種別	規格番号		
埋設省型 140×90×1.5t	01		

(8)　避雷針（接地極銅板）

施工歩掛コード	WE521300	施工単位	枚
施工区分			
種別	規格番号		
900×900×1.5t 黄銅ロウ付	01		

(9)　接地棒

施工歩掛コード	WE521400	施工単位	本
施工区分			
種別	規格番号		
E-B3 10φ×1000mm	01		

(10)　接地棒用リード端子

施工歩掛コード	WE521500	施工単位	本
施工区分			
種別	規格番号		
E－B10 10φ用 8mm²×500mm	01		

(11)　連結式接地棒

施工歩掛コード	WE521600	施工単位	本
施工区分			
種別	規格番号		
径 10×　900	01		
径 10×1500	02		
径 14×1500	03		

新　令和８年度版　朱書き修正

(7)　避雷針（接地埋設標示板）

施工歩掛コード	WE521200	施工単位	枚
施工区分			
種別	規格番号		
国土交通省型 140×90mm 黄銅製	01		

(8)　避雷針（接地極銅板）

施工歩掛コード	WE521300	施工単位	枚
施工区分			
種別	規格番号		
900×900×1.5t 黄銅ロウ付	01		

(9)　接地棒

施工歩掛コード	WE521400	施工単位	本
施工区分			
種別	規格番号		
E-B3 10φ×1000mm	01		

(10)　接地棒用リード端子

施工歩掛コード	WE521500	施工単位	本
施工区分			
種別	規格番号		
E－B10 10φ用 8mm²×500mm	01		

(11)　連結式接地棒

施工歩掛コード	WE521600	施工単位	本
施工区分			
種別	規格番号		
径 10×　900	01		
径 10×1500	02		
径 14×1500	03		

土木工事標準積算基準書（機械編）

第Ⅸ編　機械設備

第１章　一般共通

現　　行	改　　定	備　　考
（２）　現場管理費 工事を施工するに当り，工事を管理するために必要な共通仮設費以外の費用である。 （イ）　労務管理費 現地採用の労働者及び事務員に係る次の費用 a　募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む） b　慰安，娯楽及び厚生に要する費用 c　直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用 d　賃金以外の食事，通勤等に要する費用 e　労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 （ロ）　事務員給料手当等 現地採用の事務員の給料，諸手当（危険手当，通勤手当等）及び賞与 （ハ）　退職金 現地採用の事務員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額 （ニ）　事務用品費 現地における事務用消耗品，新聞，参考図書等の購入費 （ホ）　通信交通費 現地における通信費，交通費及び旅費 （ヘ）　交際費 現場への来客等の応対に要する費用 （ト）　法定福利費 現地採用の労働者及び事務員に関する労災保険料，雇用保険料，健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額 （チ）　福利厚生費 現地採用の事務員に係る慰安娯楽，貸与被服，医療，慶弔見舞い等福利厚生，文化活動等に要する費用 （リ）　安全訓練等に要する費用 現地における安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 （ヌ）　保険料 自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く），工事保険，組立保険，法定外の労災保険，火災保険，その他の損害保険の保険料 （ル）　租税公課 固定資産税，自動車税，軽自動車税等の租税公課。ただし，機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。 （ヲ）　補償費 工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音，振動，濁水，交通等による事業損失に係る補修費。ただし，臨時にして巨額なものは除く。 （ワ）　据付外注経費 据付工事を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費 （カ）　工事登録費 工事実績の登録等に要する費用 （ヨ）　公共工事機械設備労務者賃金実態調査に要する費用 （タ）　雑費 （イ）から（ヨ）までに属さない諸費用	（２）　現場管理費 工事を施工するに当り，工事を管理するために必要な共通仮設費以外の費用である。 （イ）　労務管理費 現地採用の労働者及び事務員に係る次の費用 a　募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む） b　慰安，娯楽及び厚生に要する費用 c　直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用 d　賃金以外の食事，通勤等に要する費用 e　労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 （ロ）　事務員給料手当等 現地採用の事務員の給料，諸手当（危険手当，通勤手当等）及び賞与 （ハ）　退職金 現地採用の事務員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額 （ニ）　事務用品費 現地における事務用消耗品，新聞，参考図書等の購入費 （ホ）　通信交通費 現地における通信費，交通費及び旅費 （ヘ）　交際費 現場への来客等の応対に要する費用 （ト）　法定福利費 現地採用の労働者及び事務員に関する労災保険料，雇用保険料，健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額~~並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額~~ （チ）　建設業退職金共済契約に係る掛金 建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額 （リ）　福利厚生費 現地採用の事務員に係る慰安娯楽，貸与被服，医療，慶弔見舞い等福利厚生，文化活動等に要する費用 （ヌ）　安全訓練等に要する費用 現地における安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 （ル）　保険料 自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く），工事保険，組立保険，法定外の労災保険，火災保険，その他の損害保険の保険料 （ヲ）　租税公課 固定資産税，自動車税，軽自動車税等の租税公課。ただし，機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。 （ワ）　補償費 工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音，振動，濁水，交通等による事業損失に係る補修費。ただし，臨時にして巨額なものは除く。 （カ）　据付外注経費 据付工事を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費 （ヨ）　工事登録費 工事実績の登録等に要する費用 （タ）　公共工事機械設備労務者賃金実態調査に要する費用 （レ）　雑費 （イ）から（タ）までに属さない諸費用	改定

現　行

表－1・3　間接労務費　（%）

工　種　区　分	間接労務費率	備　　考
水門設備，除塵設備， ダム施工機械設備	75	水門設備のうち小形水門設備は除く
小形水門設備，消融雪設備， 鋼製付属設備	60	
揚排水ポンプ設備， トンネル換気設備	90	

表－1・4　工場管理費率　（%）

工　種　区　分	工場管理費率	備　　考
水門設備，除塵設備， ダム施工機械設備	20	水門設備のうち小形水門設備は除く
小形水門設備，消融雪設備， 鋼製付属設備	25	
揚排水ポンプ設備， トンネル換気設備	35	

表－1・5　新設工事輸送費（沖縄・離島を除く）

区　分			輸　送　費［円］	「ｘ」の定義
河川用 水門設備	小形水門	プレートガーダ構造ローラゲート	y＝(17.2ｘ＋42)×D＋212,000	扉体面積［㎡/門］ ×門数
		プレートガーダ構造スライドゲート		
	中・大形水門，堰	プレートガーダ構造ローラゲート	y＝(17.8ｘ＋146)×D＋212,000	
		プレートガーダ構造角落しゲート	y＝(12.5ｘ＋199)×D＋212,000	
		シェル構造ローラゲート	（ｘ×D＜1,500 の場合） y＝(135ｘ－1,594)×D＋51,000 （ｘ×D≧1,500 の場合） y＝(60.9ｘ－717)×D＋116,000	
	起伏堰	起伏ゲート	y＝(12.5ｘ＋199)×D＋212,000	扉体面積［㎡/門］ ×門数
ダム用 水門設備	放流設備	三方水密ラジアルゲート	y＝(30.7ｘ－242)×D＋1,226,000	扉体面積［㎡/門］ ×門数
		四方水密ラジアルゲート	y＝(252ｘ－643)×D＋1,226,000	
	制水設備	四方水密ローラゲート	y＝(105ｘ＋694)×D＋1,226,000	
		四方水密スライドゲート	y＝(55.8ｘ＋797)×D＋1,226,000	
	放流管	大容量放流管	y＝(12.4ｘ－811)×D＋1,226,000	放流管体積［㎥］ ×条数
		大容量放流管 （整流板のみ）	y＝(6.17ｘ－170)×D＋1,226,000	面積［㎡］×面数
		小容量放流管	y＝(7.42ｘ＋28)×D＋1,226,000	放流管体積［㎥］ ×条数
	取水設備	直線多段ゲート	y＝(55.5ｘ＋922)×D＋1,226,000	扉体面積［㎡/門］ ×門数
		円形多段ゲート	y＝(112ｘ－132)×D＋1,226,000	体積［㎥］×門数

（つづく）

改　定

現行のとおり

表－1・5　新設工事輸送費（沖縄・離島を除く）

区　分			輸　送　費［円］	「ｘ」の定義
河川用 水門設備	小形水門	プレートガーダ構造ローラゲート	y＝(17.2ｘ＋42)×D＋266,000	扉体面積［㎡/門］ ×門数
		プレートガーダ構造スライドゲート		
	中・大形水門，堰	プレートガーダ構造ローラゲート	y＝(46.2ｘ−64)×D＋370,000	
		プレートガーダ構造角落しゲート	y＝(12.5ｘ＋199)×D＋266,000	
		シェル構造ローラゲート	（ｘ×D＜1,500 の場合） y＝(135ｘ－1,594)×D＋64,000 （ｘ×D≧1,500 の場合） y＝(60.9ｘ－717)×D＋145,000	
	起伏堰	起伏ゲート	y＝(12.5ｘ＋199)×D＋266,000	扉体面積［㎡/門］ ×門数
ダム用 水門設備	放流設備	三方水密ラジアルゲート	y＝(69.0ｘ－544)×D＋1,160,000	扉体面積［㎡/門］ ×門数
		四方水密ラジアルゲート	y＝(567ｘ－1,448)×D＋1,160,000	
	制水設備	四方水密ローラゲート	y＝(237ｘ＋1,561)×D＋1,160,000	
		四方水密スライドゲート	y＝(126ｘ＋1,795)×D＋1,160,000	
	放流管	大容量放流管	y＝(27.9ｘ－1,825)×D＋1,160,000	放流管体積［㎥］ ×条数
		大容量放流管 （整流板のみ）	y＝(13.9ｘ－382)×D＋1,160,000	面積［㎡］×面数
		小容量放流管	y＝(16.7ｘ＋63.4)×D＋1,160,000	放流管体積［㎥］ ×条数
	取水設備	直線多段ゲート	y＝(125ｘ＋2,076)×D＋1,160,000	扉体面積［㎡/門］ ×門数
		円形多段ゲート	y＝(251ｘ＋297)×D＋1,160,000	体積［㎥］×門数

（つづく）

備　考

改定

現　行

（つづき）

区　分		輸　送　費［円］	「ｘ」の定義
ダム用水門設備	小容量放流設備用ゲート・バルブ	ｙ＝(1.54ｘ－980)×Ｄ＋63,000	口径[mm]×門数（適用範囲：ｘ≧700）
ゴム引布製起伏ゲート設備		（ｘ×Ｄ＜1,500 の場合） ｙ＝(17.4ｘ＋12)×Ｄ＋51,000 （ｘ×Ｄ≧1,500 の場合） ｙ＝(7.80ｘ＋5)×Ｄ＋116,000	扉体面積[㎡/門]×門数
揚排水ポンプ設備	固定機場	ｙ＝(7.70ｘ＋805)×Ｄ＋104,000	ポンプ吐出量[㎥/min]×台数
	水中ポンプ（φ400 以上）	ｙ＝(11.0ｘ＋264)×Ｄ＋104,000	
	水中ポンプ（φ400 未満）	「道路排水設備」に準ずる。	
	除塵設備	ｙ＝53.4ｘ×Ｄ＋216,000	対象設備質量[ｔ]
ダム施工機械設備		ｙ＝26.6ｘ×Ｄ＋1,226,000	対象設備質量[ｔ]
トンネル換気設備	ジェットファン・ブースタファン	ｙ＝(0.23ｘ－72)×Ｄ＋176,000	ファン口径[mm]×基数（適用範囲：ｘ≧1,000）
トンネル非常用施設	消火設備	ｙ＝73.9ｘ×Ｄ＋170,000	対象設備質量[ｔ]
消融雪設備	消雪設備（散・送水管）	ｙ＝71.5ｘ＋25,000	散・送水管の延長[m]
	消雪設備（ケーシング管・ストレーナ・揚水管）	ｙ＝348ｘ＋73,000	ケーシング管＋ストレーナ＋揚水管の延長[m]
	融雪設備	ｙ＝337ｘ＋24,000	融雪面積[㎡]
道路排水設備（φ400 未満の揚排水ポンプ含む）		ｙ＝(0.85ｘ＋44)×Ｄ＋103,000	ポンプ口径[mm]×台数
共同溝付帯設備		ｙ＝215ｘ×Ｄ＋69,000	対象設備質量[ｔ]
駐車場設備		ｙ＝30.6ｘ×Ｄ＋180,000	対象設備質量[ｔ]
車両重量計設備	重量計	（ｘ×Ｄ＜1,500 の場合） ｙ＝83.9ｘ×Ｄ＋51,000 （ｘ×Ｄ≧1,500 の場合） ｙ＝37.8ｘ×Ｄ＋116,000	対象設備質量[ｔ]
	軸重計	ｙ＝75.1ｘ×Ｄ＋140,000	対象設備質量[ｔ]
道路用昇降設備		ｙ＝88.2ｘ×Ｄ＋130,000	対象設備質量[ｔ]
ダム管理設備	昇降設備（エレベーター）	「道路用昇降設備」に準ずる。	
	流木止設備	ｙ＝52.9ｘ×Ｄ＋199,000	対象設備質量[ｔ]
	係船設備		
遠方監視操作制御設備		ｙ＝89.9ｘ×Ｄ＋98,000	対象設備質量[ｔ]
鋼製付属設備		ｙ＝38.3ｘ×Ｄ＋81,000	対象設備質量[ｔ]

（注）1. 輸送費［円］の算定式において，「ｘ」は「ｘの定義」によるものとし，［Ｄ］は想定輸送距離［km］，「対象設備質量」は輸送品の質量[t]とする。なお，輸送費［円］は 1,000 円未満を切り捨てるものとする。
2. 各算定式は，各章で定める構成機器すべての輸送費である。
3. 揚排水ポンプ設備には，救急排水ポンプ設備は含まれないことから，別途積上げによる。
4. 消融雪設備は，プレキャスト製品の輸送には適用しないものとし，別途積上げによる。
5.「鋼製付属設備」の算定式は，鋼製付属設備単独の工事及び水門等に付随する管理橋に適用するものとし，他の設備の算定式には付随する鋼製付属設備（手摺，防護柵，タラップ及び埋設する据付架台等）を含んでいる。

改　定

（つづき）

区　分		輸　送　費［円］	「ｘ」の定義
ダム用水門設備	小容量放流設備用ゲート・バルブ	ｙ＝(1.54ｘ－980)×Ｄ＋79,000	口径[mm]×門数（適用範囲：ｘ≧700）
ゴム引布製起伏ゲート設備		（ｘ×Ｄ＜1,500 の場合） ｙ＝(17.4ｘ＋12)×Ｄ＋64,000 （ｘ×Ｄ≧1,500 の場合） ｙ＝(7.80ｘ＋5)×Ｄ＋145,000	扉体面積[㎡/門]×門数
揚排水ポンプ設備	固定機場	ｙ＝(3.96ｘ＋926)×Ｄ＋487,000	ポンプ吐出量[㎥/min]×台数
	水中ポンプ（φ400 以上）	ｙ＝(11.0ｘ＋264)×Ｄ＋130,000	
	水中ポンプ（φ400 未満）	「道路排水設備」に準ずる。	
	除塵設備	ｙ＝53.4ｘ×Ｄ＋271,000	対象設備質量[ｔ]
ダム施工機械設備		ｙ＝26.6ｘ×Ｄ＋1,541,000	対象設備質量[ｔ]
トンネル換気設備	ジェットファン・ブースタファン	ｙ＝(0.25ｘ－150)×Ｄ＋424,000	ファン口径[mm]×基数（適用範囲：ｘ≧1,000）
トンネル非常用施設	消火設備	ｙ＝81.9ｘ×Ｄ＋199,000	対象設備質量[ｔ]
消融雪設備	~~消雪設備（散・送水管）~~	~~ｙ＝71.5ｘ＋25,000~~	~~散・送水管の延長[m]~~
	消雪設備（ケーシング管・ストレーナ・揚水管）	ｙ＝348ｘ＋91,000	ケーシング管＋ストレーナ＋揚水管の延長[m]
	融雪設備	ｙ＝337ｘ＋30,000	融雪面積[㎡]
道路排水設備（φ400 未満の揚排水ポンプ含む）		ｙ＝(0.85ｘ＋44)×Ｄ＋129,000	ポンプ口径[mm]×台数
共同溝付帯設備		ｙ＝215ｘ×Ｄ＋86,000	対象設備質量[ｔ]
駐車場設備		ｙ＝30.6ｘ×Ｄ＋226,000	対象設備質量[ｔ]
車両重量計設備	~~重量計~~	~~（ｘ×Ｄ＜1,500 の場合）~~ ~~ｙ＝83.9ｘ×Ｄ＋51,000~~ ~~（ｘ×Ｄ≧1,500 の場合）~~ ~~ｙ＝37.8ｘ×Ｄ＋116,000~~	~~対象設備質量[ｔ]~~
	軸重計	ｙ＝75.1ｘ×Ｄ＋175,000	対象設備質量[ｔ]
道路用昇降設備		ｙ＝88.2ｘ×Ｄ＋163,000	対象設備質量[ｔ]
ダム管理設備	昇降設備（エレベーター）	「道路用昇降設備」に準ずる。	
	流木止設備	ｙ＝52.9ｘ×Ｄ＋250,000	対象設備質量[ｔ]
	係船設備		
~~遠方監視操作制御設備~~		~~ｙ＝89.9ｘ×Ｄ＋98,000~~	~~対象設備質量[ｔ]~~
鋼製付属設備		ｙ＝38.3ｘ×Ｄ＋101,000	対象設備質量[ｔ]

（注）1. 輸送費［円］の算定式において，「ｘ」は「ｘの定義」によるものとし，［Ｄ］は想定輸送距離［km］，「対象設備質量」は輸送品の質量[t]とする。なお，輸送費［円］は 1,000 円未満を切り捨てるものとする。
2. 各算定式は，各章で定める構成機器すべての輸送費である。
3. 揚排水ポンプ設備には，救急排水ポンプ設備は含まれないことから，別途積上げによる。
4. 消融雪設備は，プレキャスト製品の輸送には適用しないものとし，別途積上げによる。
5.「鋼製付属設備」の算定式は，鋼製付属設備単独の工事及び水門等に付随する管理橋に適用するものとし，他の設備の算定式には付随する鋼製付属設備（手摺，防護柵，タラップ及び埋設する据付架台等）を含んでいる。

備　考

改定

第８章　消融雪設備

現　　行

（３）　機械経費

機械経費の積算は，表－８・４による。

表－8・4　標準機械器具

機 械 器 具 名	標準規格	標準運転日数（日/台）	摘　　要
ラフテレーンクレーン	現場条件により決定する	1	
雑器具損料	－	－	機械器具費×2%

（注）　1.　上記の規格以外のクレーンを使用する場合は，別途積上げるものとする。

2.　雑器具損料とは，ジャッキ，チェーンブロック類，溶接用雑器具，据付用雑器具等の損料である。

３－３　送水管，散水管据付

（１）　据付工数

送水管，散水管据付工数は，次のとおりとする。

Ｙ＝ｙ×Ｌ÷100

Ｙ：設備１施設当りの据付工数（人）

ｙ：標準据付工数（人/100m）

Ｌ：設備１施設当りの施工延長（m）

（２）　標準据付工数

送水管，散水管の据付工数は，表－8・5を標準とする。

表－8・5　標準据付工数

区分及び適用範囲		標準据付工数（人/100m）	職種別構成割合（%）		
			機械設備据付工	配管工	普通作業員
送水管	φ≦150Ａ	ｙ＝0.08ｘ＋7.6	25	45	30
	200Ａ≦φ≦350Ａ	ｙ＝0.004ｘ＋7.1			
散水管	φ≦150Ａ	ｙ＝0.08ｘ＋7.8	35	35	30

（注）　1.　ｙは標準据付工数（人/100m），ｘは鋼管呼径[JIS G 3452 管の呼び方(Ａ)]である。

2.　適用範囲は，送水管の鋼管呼び径350Ａ以下及び散水管の鋼管呼び径150Ａ以下のコンクリート埋設配管，土中埋設配管及び露出配管とする。なお，プレキャスト製品には適用しない。

3.　上記算定式において，管径が150Ａ以下は人力施工，200Ａ以上は機械施工の歩掛を示す。

4.　ダブル配管の場合には，それぞれの管について工数を算出する。

5.　本工数は散水管，送水管及び配管架台の据付けまで含むものとし，その他の付属設備は含まないものとする。

6.　掘削工，配筋工，コンクリート工等の土木工事は，本工数に含まない。

改　　定

（３）　機械経費

機械経費の積算は，表－８・４による。

表－8・4　標準機械器具

機 械 器 具 名	標準規格	標準運転日数（日/台）	摘　　要
ラフテレーンクレーン	現場条件により決定する	1	
トラック[クレーン装置付]	現場条件により決定する	1	
雑器具損料	－	－	機械器具費×2%

（注）　1.　上記の規格以外のクレーンを使用する場合は，別途積上げるものとする。

2.　雑器具損料とは，ジャッキ，チェーンブロック類，溶接用雑器具，据付用雑器具等の損料である。

現行のとおり

備　　考

改定

第 20 章　機械設備点検・整備業務

現　　行	改　　定	備　　考
2）　派遣費 点検整備工を派遣する会社の所在地から現場までの派遣に要する費用で，旅費及び日当，宿泊費，賃金，間接費である。 3）　宿泊費 点検整備工の現地での作業期間における宿泊に要する費用である。 4）　安全費 当該業務の安全施工に必要な安全管理及び安全施設等に要する費用である。 5）　技術管理費 点検・整備記録，報告書等の技術管理上必要な資料の作成及び打合せ等に要する費用である。 （6）　現場管理費 点検・整備に当って，現場を管理するために必要な経費である。 「現場管理費」の項目は，現地採用の作業員の労務管理費，法定福利費，作業員の安全訓練費，工場・発注者・本支店への電話料，郵便料等，点検・整備に直接使用しない水道光熱電力料，保険料，現場での交際費，雑費等 （7）　点検整備間接費 点検整備工を派遣する会社の点検整備部門を管理運営するために要する費用である。 「点検整備間接費」の項目は，間接工・管理業務者（管理技術者を含む）の給料，賞与及び諸手当，法定福利費，退職金，旅費交通費，会議費，交際費，福利厚生費，動力用水光熱費，印刷製本費，教育訓練費，図書費，不動産賃借料，保険料，租税公課，事務用品費，雑費等 **３－２　一般管理費等** 「一般管理費（企業全体の管理運営及び財務処理等のために要する費用）」及び「付加利益」である。 「一般管理費」の項目は，役員給与，従業員の給料，賞与及び諸手当，法定福利費，福利厚生費，退職金，修繕維持費，事務用品費，通信交通費，交際費，不動産賃借料，保険料，減価償却費，動力用水光熱費，調査研究費，寄附金，租税公課，広告宣伝費，契約保証費，雑費等 「付加利益」の項目は，法人税，都道府県民税，市町村民税，株主配当金，役員賞与，内部留保金，支払利息割引料，支払保証料，その他営業外費用等 **３－３　技術調査費** 点検・整備に関して高度な技術的調査，対策の立案等に要する特別な費用であり，旅費，日当，宿泊費，賃金，間接費，一般管理費等である。 **３－４　消費税等相当額** 消費税等相当額は，消費税及び地方消費税相当分の費用である。	2）　派遣費 点検整備工を派遣する会社の所在地から現場までの派遣に要する費用で，旅費及び宿泊手当，宿泊費，賃金，間接費である。 3）　宿泊費 点検整備工の現地での作業期間における宿泊に要する費用である。 4）　宿泊手当 宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用である。 5）　安全費 当該業務の安全施工に必要な安全管理及び安全施設等に要する費用である。 6）　技術管理費 点検・整備記録，報告書等の技術管理上必要な資料の作成及び打合せ等に要する費用である。 現行のとおり **３－３　技術調査費** 点検・整備に関して高度な技術的調査，対策の立案等に要する特別な費用であり，旅費，宿泊手当，宿泊費，賃金，間接費，一般管理費等である。 現行のとおり	改定 改定

現　行

表－20・3　共通仮設費率　（%）

機械設備名			共通仮設費率
河川用水門設備	河川用水門・堰設備	鋼製ゲート	19
		ゴム引布製起伏ゲート	19
	樋門樋管ゲート		20
ダム用水門設備			23
揚排水ポンプ設備			21
トンネル換気設備	送（排）風機		16
	ジェットファン		39
非常用施設			27
道路排水設備			35

４）　運搬費

運搬費については共通仮設費率に含まれていないので，必要に応じて積上げ等により積算するものとする。

５）　派遣費

（イ）　派遣費については共通仮設費率に含まれていないので，点検整備工の旅行日における旅費，日当，宿泊費，賃金，点検整備間接費を積上げるものとする。

（ロ）　旅費，日当，宿泊費は「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合の２級相当額を標準とする。

（ハ）　賃金は，「3－1（3）直接労務費」によるものとする。

（ニ）　点検整備間接費は，（賃金）×（点検整備間接費率）とし，点検整備間接費率は，表－20・5のとおりとする。

６）　宿泊費

宿泊費については，共通仮設費率に含まれていないので，現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は，所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」等に準じて積算する。ただし宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し，公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は，現地採用とし，計上しないものとする。

なお，宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。

７）　安全費

（イ）　共通仮設費率に含まれる安全費は，次のとおりとする。

a　現場内全般の安全管理上の監視，あるいは連絡等に要する費用。

b　保安帽，命綱，救命胴衣，耳栓等の安全用品の費用。

c　安全委員会等に要する費用。

改　定

現行のとおり

５）　派遣費

（イ）　派遣費については共通仮設費率に含まれていないので，点検整備工の旅行日における旅費，宿泊手当，宿泊費，賃金，点検整備間接費を積上げるものとする。

~~（ロ）　旅費，日当，宿泊費は「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合の２級相当額を標準とする。~~

（ロ）　賃金は，「3－1（3）直接労務費」によるものとする。

（ハ）　点検整備間接費は，（賃金）×（点検整備間接費率）とし，点検整備間接費率は，表－20・5のとおりとする。

６）　宿泊費

宿泊費については，共通仮設費率に含まれていないので，現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は，所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」等に準じて積算する。ただし宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し，公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は，現地採用とし，計上しないものとする。

なお，宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。

７）　宿泊手当

宿泊手当については、共通仮設費率に含まれないので、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」等に準じて積算する。

８）　安全費

（イ）　共通仮設費率に含まれる安全費は，次のとおりとする。

a　現場内全般の安全管理上の監視，あるいは連絡等に要する費用。

b　保安帽，命綱，救命胴衣，耳栓等の安全用品の費用。

c　安全委員会等に要する費用。

備　考

改定

改定

改定

現　　行	改　　定	備　　考
d　交通規制を伴わない標示板，標識，保安燈，防護柵，バリケード，照明等の安全施設類の設置，撤去，補修に要する費用及び使用期間中の損料。 （ロ）　積上げによる安全費は，次のとおりとし，現場状況を適確に把握し必要額を適正に積上げるものとする。 なお，積上げ計上した場合は，特記仕様書に明示するものとする。 a　夜間作業を行う場合における照明に要する費用。 b　酸素欠乏症の予防に要する費用。 c　粉塵作業の予防に要する費用。 d　高圧作業の予防に要する費用。 e　交通規制に伴い必要となる安全施設類の設置・撤去・補修に要する費用。	d　交通規制を伴わない標示板，標識，保安燈，防護柵，バリケード，照明等の安全施設類の設置，撤去，補修に要する費用及び使用期間中の損料。 （ロ）　積上げによる安全費は，次のとおりとし，現場状況を適確に把握し必要額を適正に積上げるものとする。 なお，積上げ計上した場合は，特記仕様書に明示するものとする。 a　夜間作業を行う場合における照明に要する費用。 b　酸素欠乏症の予防に要する費用。 c　粉塵作業の予防に要する費用。 d　高圧作業の予防に要する費用。 e　交通規制に伴い必要となる安全施設類の設置・撤去・補修に要する費用。	

現　行

f　バリケード，転落防止柵，工事標識，照明等のイメージアップに要する費用。
g　その他現場条件等により積上げを要する費用。

8）　技術管理費

（イ）　共通仮設費率に含まれる技術管理費は，次のとおりとする。

a　点検・整備における工程管理に要する費用。
b　点検・整備における出来形管理に要する費用。
c　点検・整備における点検結果報告の確認等に必要な写真管理に要する費用。
d　点検・整備における報告書作成及び打合せに要する費用。
e　情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）。
f　その他点検・整備の実施に際し，必要な資料の作成に要する費用。

（ロ）　積上げ積算による技術管理費は，必要額を適正に積上げるものとする。なお，積上げ計上した場合は，特記仕様書に明示するものとする。

（６）　現場管理費

１）　現場管理費の積算は，（純点検・整備費）×（現場管理費率）とする。
２）　純点検・整備費とは，〔材料費＋直接経費＋直接労務費＋塗装費＋共通仮設費（派遣費を除く）〕とする。
３）　現場管理費率は，表－20・4 によるものとする。

表－20・4　現場管理費率

純点検・整備費	現　場　管　理　費　率
300 万円以下	20.21%
300 万円を超えるもの	$J = 51.89N^{-0.06322}$ ただし，Ｊ：現場管理費率（%） Ｎ：純点検・整備費（円）

（注）　Ｊは小数点以下第３位を四捨五入して第２位止めとする。

（７）　点検整備間接費

１）　点検整備間接費の積算は，（点検整備工費）×（点検整備間接費率）とする。
２）　点検整備間接費率は，表－20・5 のとおりとする。
３）　複数種の設備を１件の点検整備業務で発注する場合の点検整備間接費率は，設備毎の点検整備間接費率を採用し，設備毎の点検整備間接費を単純合算するものとする。

表－20・5　点検整備間接費率　（%）

機　械　設　備　名			点検整備間接費率
河　川　用 水 門 設 備	河川用水門・ 堰　設　備	鋼製ゲート	110
		ゴム引布製起伏ゲート	110
	樋門樋管ゲート		100
ダム用水門設備			110
揚排水ポンプ設備			160
トンネル換気設備・トンネル非常用施設			160
道路排水設備			100

改　定

f　バリケード，転落防止柵，工事標識，照明等のイメージアップに要する費用。
g　その他現場条件等により積上げを要する費用。

9）　技術管理費

（イ）　共通仮設費率に含まれる技術管理費は，次のとおりとする。

a　点検・整備における工程管理に要する費用。
b　点検・整備における出来形管理に要する費用。
c　点検・整備における点検結果報告の確認等に必要な写真管理に要する費用。
d　点検・整備における報告書作成及び打合せに要する費用。
e　情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）。
f　その他点検・整備の実施に際し，必要な資料の作成に要する費用。

（ロ）　積上げ積算による技術管理費は，必要額を適正に積上げるものとする。なお，積上げ計上した場合は，特記仕様書に明示するものとする。

現行のとおり

備　考

現　行

４－２　一般管理費等

（１）　一般管理費等の積算は，（点検・整備原価）×（一般管理費等率）とする。

１）　標準一般管理費等率は，表－20・６によるものとする。

表－20・6　標準一般管理費等率（前払金のない場合）

点検・整備原価	標 準 一 般 管 理 費 等 率
50 万円以下	25.55%
50 万円を超えるもの	G＝－0.7402 Log（C）＋29.76 ただし，G：標準一般管理費等率（%） C：点検・整備原価（円）

（注）　G の値は，小数点以下第３位を四捨五入して第２位止めとする。

４－３　技術調査費

技術調査に従事する技術員の旅費，日当，宿泊費，賃金，間接費，一般管理費等の積算は次により積上げるものとする。

（１）　旅費，日当，宿泊費は，所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」等に準じて積算する。

（２）　技術員の賃金は，点検整備工の賃金に準ずるものとする。

（３）　間接費は，「4－1（7）点検整備間接費」に準ずるものとする。

（４）　一般管理費等は，「4－2　一般管理費等」に準ずるものとする。

４－４　消費税等相当額

消費税相当額は，点検・整備価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

４－５　支給品の取扱い

（１）　支給品とは，設備の点検・整備に際して別途契約により取得した材料等を受注者に支給するものをいう。

（２）　支給品の現場管理費に対する取扱いは，次による。

１）　直接材料は，全額を現場管理費算定の対象とする。

（３）　支給品は，一般管理費等の算定の対象としない。

改　定

現行のとおり

４－３　技術調査費

技術調査に従事する技術員の旅費，宿泊手当，宿泊費，賃金，間接費，一般管理費等の積算は次により積上げるものとする。

（１）　旅費，宿泊手当，宿泊費は，「4－1（5）共通仮設費 5）～7）」に準ずるものとする。

（２）　技術員の賃金は，点検整備工の賃金に準ずるものとする。

（３）　間接費は，「4－1（7）点検整備間接費」に準ずるものとする。

（４）　一般管理費等は，「4－2　一般管理費等」に準ずるものとする。

現行のとおり

備　考

改定

現　行

表－20・48　標準点検工数（月点検・年点検）

区　分		月　点　検	年　点　検	職種別構成割合（%）	
				点検整備工	普通作業員
送（排）風機		Y＝0.0041ｘ＋0.2	Y＝0.0022ｘ＋40.4	90	10
ジェットファン ブースターファン		Y＝0.0008ｘ＋2.5	Y＝0.0175ｘ－0.6	90	10
非常用施設	防災等級ＡＡ	Y＝0.0145ｘ＋28.7	Y＝0.0125ｘ＋54.5	90	10
	防災等級 Ａ	Y＝0.0113ｘ＋17.7	Y＝0.0158ｘ＋30.5		
	防災等級 Ｂ	Y＝0.0033ｘ＋3.8	Y＝0.0085ｘ＋4.5		

（注）1.　送（排）風機のＹは標準工数（時間/1 台分），ｘは口径（㎜）である。
2.　ジェットファン・ブースターファンのＹは，標準工数（時間/1 台分），ｘは口径（㎜）である。
3.　非常用施設のＹは標準工数（時間/1 トンネル），ｘはトンネル延長（ｍ）である。
（上下線が分かれているトンネルは，上下線の合計値をトンネル延長とする。）
4.　月点検の内容は，主として分解を伴わず，外部からの目視による点検を行い，総合操作による機能確認を行うことを標準とする。
5.　年点検の内容は，設備を主として外部から目視及び分解を伴う内部の目視点検の他，点検用器具（テストハンマー，メガーテスタ，ノギス，マイクロメータ，シックネスゲージ，振動計，塗膜厚計等）で点検し，簡易な給油脂を行った後，機器の単独運転，総合操作の機能確認及び調整を行うことを標準とする。
6.　標準工数の点検範囲は，送（排）風機，ジェットファン・ブースターファン，非常用施設の点検，管理運転，準備，後片付けまでとする。
7.　標準工数には，計測設備及び付帯設備の点検工数が含まれていないため，「(3)計測設備・付帯設備」にて積上げるものとする。
8.　送（排）風機の標準工数には，動翼可変設備の点検工数が含まれていないため，別途積上げるものとする。
9.　ジェットファン，ブースターファンの標準工数には，羽根車の手回しによる回転確認は含まれていないため，別途積上げるものとする。
10.　工業用内視鏡等による確認を行う場合における必要な費用は，別途積上げるものとする。
11.　分割発注等の場合の作業区分別工数は，次式によるものとする。
(1)　送（排）風機
区分別工数（時間/台）＝全体工数（時間/1 台分）×作業区分別工数比率（%）
(2)　ジェットファン・ブースターファン
区分別工数（時間/台）＝全体工数（時間/1 台分）×作業区分別工数比率（%）
(3)　非常用施設
区分別工数（時間/トンネル）＝全体工数（時間/1 トンネル）×作業区分別工数比率（%）
作業区分別工数比率は，表－20・49，表－20・50 のとおりとする。

改　定

表－20・48　標準点検工数（月点検・年点検）

区　分		月　点　検	年　点　検	職種別構成割合（%）	
				点検整備工	普通作業員
送（排）風機		Y＝0.0041ｘ＋0.2	Y＝0.0022ｘ＋40.4	90	10
ジェットファン ブースターファン		Y＝0.0008ｘ＋2.5	Y＝0.0175ｘ－0.6	90	10
非常用施設	防災等級ＡＡ	Y＝0.0145ｘ＋28.7	Y＝0.0125ｘ＋54.5	90	10
	防災等級 Ａ	Y＝0.0113ｘ＋17.7	Y＝0.0158ｘ＋30.5		
	防災等級 Ｂ	Y＝0.0033ｘ＋3.8	Y＝0.0085ｘ＋4.5		

（注）1.　送（排）風機のＹは標準工数（時間/1 台分），ｘは口径（㎜）である。
2.　ジェットファン・ブースターファンのＹは，標準工数（時間/1 台分），ｘは口径（㎜）である。
3.　非常用施設のＹは標準工数（時間/1 トンネル），ｘはトンネル延長（ｍ）である。
（上下線が分かれているトンネルは，上下線の合計値をトンネル延長とする。）
4.　月点検の内容は，主として分解を伴わず，外部からの目視による点検を行い，総合操作による機能確認を行うことを標準とする。
5.　年点検の内容は，設備を主として外部から~~目視及び分解を伴う内部~~の目視点検の他，点検用器具（テストハンマー，メガーテスタ，ノギス，マイクロメータ，シックネスゲージ，振動計，塗膜厚計等）で点検し，簡易な給油脂を行った後，機器の単独運転，総合操作の機能確認及び調整を行うことを標準とする。
6.　標準工数の点検範囲は，送（排）風機，ジェットファン・ブースターファン，非常用施設の点検，管理運転，準備，後片付けまでとする。
7.　標準工数には，計測設備及び付帯設備の点検工数が含まれていないため，「(3)計測設備・付帯設備」にて積上げるものとする。
8.　送（排）風機の標準工数には，動翼可変設備の点検工数が含まれていないため，別途積上げるものとする。
9.　ジェットファン，ブースターファンの標準工数には，羽根車の手回しによる回転確認は含まれていないため，別途積上げるものとする。
10.　工業用内視鏡等による確認を行う場合における必要な費用は，別途積上げるものとする。
11.　分割発注等の場合の作業区分別工数は，次式によるものとする。
(1)　送（排）風機
区分別工数（時間/台）＝全体工数（時間/1 台分）×作業区分別工数比率（%）
(2)　ジェットファン・ブースターファン
区分別工数（時間/台）＝全体工数（時間/1 台分）×作業区分別工数比率（%）
(3)　非常用施設
区分別工数（時間/トンネル）＝全体工数（時間/1 トンネル）×作業区分別工数比率（%）
作業区分別工数比率は，表－20・49，表－20・50 のとおりとする。

備　考

改定